優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を二十四億四千四百四十一万円減少し一億五千六百五十四万円とし、発行済優先出資総口数二十六万九十五口のうち二十四万四千四百四十一口（但し、A号優先出資につき六万五千九百十六口、C号優先出資につき八百二十五口）を一口に対して金一万円をもって有償消却し、消却に要する金額を二十四億四千四百四十一万円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十四年十月三十日であり、社員総会の決議は平成二十四年九月二十日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は平成二十四年五月三十一日付官報の号外第一一八号一一一頁に掲載されています。

平成二十四年九月二十八日

東京都港区虎ノ門三丁目二番一〇―二〇一号　和泉中央Ｂ３開発特定目的会社

取締役　松澤　和浩

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、発行済優先出資総口数二十六万九十五口のうち、二十四万四千四百四十一口（但し、発行済Ａ号優先出資十七万七千七百口の全部、発行済Ｂ号優先出資六万五千九百十六口の全部、発行済Ｃ号優先出資一万六千四百七十九口のうち八百二十五口）を消却して一万五千六百五十四口とすることにいたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である平成二十四年十月三十日までに当社にご提出下さい。

平成二十四年九月二十八日

東京都港区虎ノ門三丁目二番一〇―二〇一号　和泉中央Ｂ３開発特定目的会社

取締役　松澤　和浩

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を三十四億七千六百八十四万円減少し八百三十一万円とし、発行済優先出資総口数三十四万八千五百十五口のうち三十四万七千六百八十四口（但し、Ａ号優先出資につき二十一万四千三百口、Ｂ号優先出資につき十万七千三百七十二口、Ｃ号優先出資につき二万六千十二口）を一口に対して金二万円をもって有償消却し、消却に要する金額を三十四億七千六百八十四万円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十四年十月三十日であり、社員総会の決議は平成二十四年九月二十日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は平成二十四年五月三十一日付官報の号外第一一八号一一一頁に掲載されています。

平成二十四年九月二十八日

東京都港区虎ノ門三丁目二番一〇―二〇一号　和泉中央Ｂ４開発特定目的会社

取締役　松澤　和浩

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、発行済優先出資総口数三十四万八千五百十五口のうち、三十四万七千六百八十四口（但し、発行済Ａ号優先出資二十一万四千三百口の全部、発行済Ｂ号優先出資十万七千三百七十二口の全部、発行済Ｃ号優先出資二万六千八百四十三口のうち二万六千十二口）を消却して八百三十一口とすることにいたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である平成二十四年十月三十日までに当社にご提出下さい。

平成二十四年九月二十八日

東京都港区虎ノ門三丁目二番一〇―二〇一号　和泉中央Ｂ４開発特定目的会社

取締役　松澤　和浩

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第四十七条及び第百九条に基づき、優先資本金の額四十四億二千万円を二十四億五千万円減少して十九億七千万円とし、発行済優先出資総口数八万八千四百口を一口に対して金五万円をもって四万九千口有償消却して三万九千四百口にすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社につき最終事業年度はありません。

平成二十四年九月二十八日

東京都中央区日本橋室町二丁目一番一号

堺築港八幡特定目的会社

取締役　三品　貴仙

株式交換公告

債権者　各位

当社（甲）は、平成二十四年九月二十七日開催の取締役会において、平成二十四年十二月二十日にニッポ電機株式会社（乙、住所神奈川県平塚市宮松町一五番二三号）を当社の完全子会社とする株式交換を行うことを決議いたしました。

この株式交換は、会社法第七九六条第三項の規定に基づき、会社法第七九五条第一項に定める当社の株主総会の承認を得ずに行います。

この株式交換に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

平成二十四年九月二十八日

大阪市此花区西九条六丁目一番一二四号

大日本塗料株式会社

代表取締役　岩淺壽二郎

資本金の額の減少・持分の払戻し公告

当社は、社員の退社により資本金の額を一百万円減少するとともに、簿価純資産額八十五万四千四百五十八円（剰余金額〇円）を超える一百万円の持分の払戻しを行うことにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

平成二十四年九月二十八日

佐賀県三養基郡基山町大字小倉三四二番地七

合同会社りん

代表社員　濱本　信子

事業譲渡公告

平成二十四年九月四日開催の甲の理事会及び、平成二十四年九月七日開催の乙の臨時総会において乙は信用事業全部を譲り渡すことを決議し、甲も譲受けを了承しましたので、これに対して異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、財産目録及び貸借対照表は、主たる事務所に備え置いております。

平成二十四年九月二十八日

宮崎県宮崎市港二丁目六番地

（甲）宮崎県信用漁業協同組合連合会

代表理事会長　溝口　吉治

宮崎県東臼杵郡門川町大字門川尾末八八〇七番地六〇

（乙）門川漁業協同組合

代表理事組合長　黒木　巧

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十四年十月三十一日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十四年九月二十八日

東京都千代田区内幸町一丁目一番一号帝国ホテルタワー一五階

クリサス・ジャパン株式会社

代表取締役　齋藤　真司

訂正公告

平成二十四年九月二十五日（号外第二〇八号）掲載の吸収分割公告及び決算公告（枠組）中、当社に係る吸収分割公告中に「代表取締役　伊藤　雅貴」とあるは「代表取締役　伊東　雅貴」の誤りにつき訂正します。

平成二十四年九月二十八日

宮城県仙台市青葉区作並字元木二番地

株式会社かたくりの宿

代表取締役　伊東　雅貴

正誤

ページ	段	行	誤	正
五〇四	一四	終りから	となって農	となって、農
一二四	下	終りから一人	機構独立行政法人	機構　独立行政法人

平成二十四年九月十四日掲載の和歌山家庭裁判所に係る平成二十四年（家）第五一六号相続財産管理人の選任中

（印刷誤り）

一二二一四～一五人

最後の住所申立最後の住所本籍の住所に同じに同じ

（印刷誤り）

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　九月二十八日付第二一一号
第二一三号五八四ページ●

九六ページ●同日付第二一二号一二八ページ●同日付
同日付政府調達第一八六号五六ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）